

入学に関する細則

アブダビ日本人学校

1 アブダビ日本人学校規則第11条に係る入学について

(1) 入学条件

以下のいずれかの条件を満たし、学校運営理事会理事長が許可した児童生徒であること。ただし学校運営上極めて重要な検討を要する特殊事情の際は、別途、学校運営理事会で協議する。

- ① 日本国籍を有する学齢期であり、アブダビ日本人会会員の子弟であること。
- ② アブダビ日本人幼稚園を卒園したアラブ首長国連邦国民児童生徒であること。

(2) 入学許可期間

- ① 本校への入学を希望し、所定の手続きを終えた日から入学を認める。
- ② 中学部3学年生徒の2学期以降の入学は認めない。

(3) 授業料

- ① 入学許可日から月割りの授業料

2 入学を前提とした体験入学

(1) 入学条件

以下のいずれかの条件を満たし、学校運営理事会理事長が許可した児童生徒であること。ただし学校運営上極めて重要な検討を要する特殊事情の際は、別途、学校運営理事会で協議する。

- ① 日本国籍を有する学齢期であり、アブダビ日本人会会員の子弟であること。

(2) 入学許可期間

- ① 本校への体験入学を希望する期間で、所定の手続きを終えた日から1か月間

(3) 授業料

- ① 入学許可日から体験入学終了期間の月割りの授業料を前納すること。(最大2か月分)
- ② 1度納入した授業料はいかなる理由があっても返金しない。

(4) その他

- ① 年間を通して使用している教科書、教材等の配布は行わない。

3 児童生徒の学習保障を目的とした一時入学（救済措置入学）

※ 詳細については個々にお尋ねください。

4 付則

- ・ 令和6年5月7日より施行する。